

## 申請受付期間

2020年4月1日(水)～2021年3月10日(水) 必着 ★先着順

契約・着工  
工事完了受付期間までに  
工事着工及び完了・  
費用完済したもの

交付申請

交付決定  
通知交付  
請求書補助金  
交付

口座振込

## 申請者

- ・市税（県民税を含む）を滞納していないこと
- ・補助は1つの住宅あたり各補助対象設備につき1回限り
- ・自ら居住するものとし、松戸市の住民基本台帳に記録されている住所における既築住宅
- ・補助対象設備の共有者がいる場合は、全ての共有者の間で同意が取れていること

## 補助額

【窓の断熱改修】

補助対象経費（税抜き）の **1/4** 上限 **8万円**

※国その他の団体からの補助金を充当する場合は当該補助金の額は控除する。



集合住宅 共用部の窓改修は、  
管理組合等の同意がある  
場合、申請可能。※事前に  
松戸市へご確認ください。

## 要件・対象工事

【窓の断熱改修】

- ・ **1居室単位で外気に接する全ての窓を断熱改修工事をする**こと  
△補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋など、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている居室  
(対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等)
- ・ **一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品を使う**こと

★補助対象製品一覧は公式HPよりご確認ください>> [https://sii.or.jp/moe\\_material02/search/](https://sii.or.jp/moe_material02/search/)

## ガラス交換



## 内窓の取付け



ガラスは1枚ガラスは不可

## カバー工法



## 外窓交換



## 提出書類

窓の断熱改修の場合、下記書類を環境政策課にご提出ください。

## 申請書類【書式を公式HPからダウンロード】

※当面の間、郵送での申請受付となります。

- ① 交付申請書 (★)
- ② 交付請求書 (★) ※交付決定を約束するものではありません
- ③ 同意書 (★)
- ④ 委任状 (★) ※契約書が連名の場合のみ必要

## 添付書類

※交付申請書、交付請求書、同意書の  
押印は必ず同じ印鑑を使用してください。

## 【お施主様にお願いするもの】

- ① 既築住宅であることが確認できる書類(写)・・・
  - 住宅所有に係る記載が申請者の場合：固定資産税課税台帳登録事項証明書(家屋に関わるもの)など
  - 住宅所有に係る記載が法人等の場合：検査済証+登記簿謄本の写し(家屋に関わるもの)など

## 【その他】\*集合住宅の共用部を改修する場合、別途書類が必要な場合がございます。事前にご確認ください。

- ① 補助対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された契約書等(写)
  - ※必要に応じ、工事着工完了届出書(原本)
- ② 断熱窓の形状及び仕様が確認できる書類(写)：補助対象設備が掲載されたパンフレット写し等
- ③ 補助対象設備の設置費に係る領収書(写)
- ④ 改修工事着工前と工事完了後の写真 \* **工事前後の変化がわかりにくい場合、工事中写真も提出必要**
  - ※工事着工前の写真は、申請者の氏名・住所・工事する窓の場所が記載されたものを一緒に撮影。
- ⑤ 未使用品であることを確認できる書類：出荷日等が記載された納品書などの書類の写し。
- ⑥ 窓を設置した場所がわかる平面図及び立面図 ※よくある質問等で詳細をご確認ください。
  - 手書きのものでも確認ができれば可。窓を確認できるものであれば、平面図のみでも申請可。

## 問い合わせ先

松戸市 環境部 環境政策課 TEL：047-366-7089

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/kankyau/tikyuuondanka/hojokin/shoene.html>